令和６年度メンタル・フレンド募集案内

**〈岩手県福祉総合相談センター〉**

**１　メンタル・フレンド（心の友達）とは？**

メンタル・フレンドとは、**不登校や引きこもりなど、人との関わりや集団の中でつまずいている子どもたちの遊び相手、話し相手や相談相手**となり、**子どもたちの良き理解者になってあげられる、大学生を中心とした青年ボランティア**です。

※実際の活動に際しては、当センターの職員と連携しながら進めていただきます。

**※申込資格については裏面の「５　メンタル・フレンドの申込みについて」を御覧ください。**

**２　メンタル・フレンドはどんな活動をするの？**

**基本的な活動内容は、小学生～高校生のお子さんを訪問して、話し相手や遊び相手、相談相手になっていただくことです。**派遣先のお子さんや家庭の希望によりますが、目安としては月２回程度の活動です。

**ただし、メンタル・フレンドの役割は、子どもの希望に沿って決めていきます。**

「自分はメンタル（心）なことには、困っていない」と考え、メンタル・フレンドという呼び方を嫌う子どももいます。そのほか「ゲームができる人でなければ嫌だ」とか「評価されるのは嫌だ」と言う人もいますし、中には相手の見た目の希望などある場合もあります。

**子どもたちが期待する役割によって、下記のような表現を使い、メンタル・フレンドを紹介することがあります。**

**A　安心できる遊び相手**

**B　楽しくお話しができる人**

**C　何でも相談できる人**

**D　音楽に詳しい人、ゲームに詳しい人、映画が好きな人、マンガが好きな人など趣味が同じ人**

**E　兄弟姉妹みたいに付き合ってくれる人（一人っ子の場合）**

**F　心の悩みも聞いてくれる人**

**G　外出に付き合ってくれる人**

メンタル・フレンドと一口に言っても役割は様々です。その上、関わり始めてから、子どもの希望が変化し、役割が変わっていく場合もあります。

**３　メンタル・フレンドに求められる条件**

**メンタル・フレンドとは、子どもの要求・希望に寄り添う形で共に成長していく存在です。**

このため、**変化に対応する柔軟な姿勢や間口の広さといった人柄が求められる**と言えます。

次のＡ～Ｆを参考にしてください。

**A　同性であること**

思春期の子どもの性別に応じた自我形成のモデルになりうると考えられます。

**B　精神的に安定していること**

メンタル・フレンドが不安な問題を現在も抱えている場合、子どもの気持ちに添うことは困難になると思われます。

**C　日常生活が安定していること**

メンタル・フレンド自身が安定した生活をしていることで、子どもの自立に向けた生活習慣形成のモデルになることを期待します。

**D　子どもや家族の秘密を守ることができること**

何を秘密にするべきかわからない人は、メンタル・フレンドには向いていません。

**Ｅ　思い込みや固定観念がないこと**

思い込みが強すぎると、しばしば勝手な解釈で善悪の判断をしてしまい、子どもの気持ちを閉塞状態に陥れてしまう可能性があります。

**Ｆ　必ず研修を受けること**

自分一人で子どもの難問を抱え込まないようにするとともに、活動の意味や妥当性の確認のため、当センター主催の研修に必ず参加していただきます。

**４　メンタル・フレンドに登録するには？**

**以下の１～３の手続を全て終えて初めて、メンタル・フレンドとして登録します。**

**１　メンタル・フレンド登録の申込み（**締切５月20日(月)必着**）**

**２　メンタル・フレンド登録前研修会の受講　＊必須**

**①　５月30日（木）18：０0～19：30、②　６月５日（水）18：０0～19：30**

**のいずれか。会場はいずれも岩手県福祉総合相談センター小会議室又は大会議室。**

**３　ボランティア保険への加入（保険料の負担及び手続は当センターが行います）**

実際に子どもさんをお願いする場合、基本的にはボランティア活動ですが、派遣の際には、

1回につき3,610円（※令和５年度実績）の活動費と交通費を翌月お支払いします。

なお、メンタル・フレンド登録者に比べてメンタル・フレンド派遣対象児童が少ないことや、

性別・派遣地域などの条件が合わないこともあり、登録いただいても、メンタル・フレンドと

して活動できない場合がありますので御了承ください。

**５　メンタル・フレンドの申込みについて**

**○　申込み資格（以下の3つの条件を全て満たす方）**

**①岩手県福祉総合相談センター管内の市町村**（久慈市、洋野町、野田村、普代村、二戸市、一戸町、軽米町、九戸村、八幡平市、岩手町、葛巻町、雫石町、滝沢市、盛岡市、矢巾町、紫波町、遠野市、花巻市、北上市、西和賀町）**に在勤又は在学中の方**

**②児童福祉・心理や精神保健に関心のある18歳以上30歳未満の方**

**③昼間の時間帯に１回につき２時間程度の活動が可能な方**

**※　特別な資格は不要です。**

**○　申込期間　令和６年４月22日（月）～５月20日（月）※必着**

**○　申込方法　メンタル・フレンド登録申込書に必要事項を記載の上、下記まで提出してくだ**

**さい。（郵送、FAX、メール添付、直接来庁のいずれか）**

**○　申込先　　岩手県福祉総合相談センター**

**児童女性部心理支援課　メンタル・フレンド担当**

**〒020 - 0015　盛岡市本町通３－19－１**

**電話　019－629-9606　　FAX　019－629－9619**

**メール　CC0014@pref.iwate.jp**(＠の前はシー・シー・ゼロ・ゼロ・イチ・ヨン)

※メールで申し込む場合、**件名は必ず「メンタル・フレンド登録申込み」とし**

**てください。**インターネットからは「令和５年度 岩手県 メンタル・フレンド」で検索すると申込書のページを御覧いただけます。

**！　今年度の活動については、新型コロナウィルス感染症の流行状況に合わせた感染症対策を検討した上で、活動をしていただきます。**